

要緊急安全確認大規模建築物 耐震診断結果公表内容

【小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校】

(一つの番号が1棟を表します。診断した部分単位で表示している場合があります。)

番号	建築物の名称	建築物の位置	主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考				
						内容	実施時期					
*	▲▲市立▲▲中学校	▲▲市 ▲▲丁目▲	学校	① (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	②③ Is/Iso= 1.08 CTU・SD=0.857	-	-	耐震改修済み				
	校舎棟	(一財)日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針」に定める「第2次診断法」(1996)							Is = 0.916 q = 1.110	-	-	耐震改修済み
	体育館棟(上部)	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」							Is/Iso= 1.13 CTU・SD=0.887	-	-	耐震改修済み
	体育館棟(下部)											

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
① (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針」に定める「第2次診断法」	② Is<0.3またはq<0.5	左右以外の場合		
		③ 0.6 ≤ Is かつ 1.0 ≤ q		
① (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	Is/Iso < 0.5 又は CTU・SD < 0.15・Z・G・U	左右以外の場合		
		1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.3・Z・G・U ≤ CTU・SD		
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	鉄骨が充腹材の場合	Is/Iso < 0.5 又は CTU・SD < 0.125・Z・Rt・G・U	左右以外の場合	
	鉄骨が非充腹材の場合	Is/Iso < 0.5 又は CTU・SD < 0.14・Z・Rt・G・U	左右以外の場合	
④ 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる		
I. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。				
II. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。				
III. 大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。				

例:「▲▲市立▲▲中学校(校舎棟部分)」の安全性の評価

①「耐震診断の方法の名称」について、一覧表および附表で一致するものを確認します。

②一覧表の「構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値を確認し、附表の「耐震診断の方法の名称」から「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価」欄で該当するものを確認します。

③数値を基準値と比較します。
 $Is/Iso = 1.08 \quad C_{TU} \cdot S_D = 0.857$
 $1.0 < Is/Iso \quad \text{かつ} \quad 0.3Z \cdot G \cdot U < C_{TU} \cdot S_D$
 (Z・G・U=1.0による)
 安全性の評価は区分Ⅲとなります。

④附表の注意書きで、区分の詳細をご覧ください。

※Iso値については、建物用途にかかわらず0.6を採用しています。

※Z(地域指標)=1.0(建築基準法施行令による)、U(用途指標)=1.0、G(地盤指標)=1.0(公表対象すべて、がけ地や軟弱地でないため)

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。